平成２２年（フ）第１５号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4613―４西古神住宅36号
債務者　和田沙登子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時45分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第１７号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4613番地４
債務者　和田　秀義
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第２４２号
青森市西滝３丁目24番36号
債務者　諏訪　範子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
静岡県御前崎市池新田1535番地の１
債務者　伊藤きく江
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
長崎県佐世保市早岐２丁目13番33号、旧住所東京都新宿区百人町２丁目20番22号　スカイコート新宿第２―108号室
債務者　長富麻似子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
長崎県佐世保市大宮町23番16号　ビバシティ大宮501号
債務者　笹山　一美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
長崎県佐世保市福田町５番10―101号、旧住所長崎県佐世保市日宇町2426番地１　松正マンション108
債務者　土居　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
長崎県佐世保市木風町３番13号、旧住所長崎県佐世保市清水町３番11号　丸井ビル201号
債務者　鶴田　里美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
静岡市駿河区中島962番地　ファーストタウン中島203号
債務者　大橋　啓子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２５号
静岡県焼津市五ケ堀之内368番地　レオパレスＹ’ｓ102
債務者　梅田美弥子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３１号
静岡県島田市金谷新町10番地の５
債務者　杉山千恵子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６７号
静岡市駿河区中田２丁目９番11―314号、旧住所静岡市葵区西草深町６番36号　グランドパレス白鳥405号
債務者　藤田　圭子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７７号
静岡市葵区羽鳥本町４番５号
債務者　宇都宮玲子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８号
静岡市駿河区中島656番地の１　アーリーワン103号
債務者　山口　　泰
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０９５号
東京都北区豊島５丁目５―９―701
債務者　泉　　好三
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部